

参考資料

2025年国民スポーツ大会参加資格について

以下の条件を満たしていること。

【少年種目】

- ① 日本国籍を有している、あるいは「永住者」（特別永住者含む）である。
- ② 過去2大会〔かごしま特別国体、78回佐賀（国スポ予選会を含む）〕のうち、直前に出場した大会において、滋賀県と異なる都道府県から参加していない。（例外規定あり）
- ③ 都道府県予選会及びブロック大会を含め、佐賀国スポ（本大会）において、複数競技に参加を申し込んでいない。
- ④ 佐賀国スポ冬季大会に参加していない、又は、佐賀国スポ冬季大会に参加した際、今回と同一の都道府県から参加したこと。
- ⑤ 健康診断を受け、健康であることが証明されている。
- ⑥ ドーピング検査を受けることに同意する。
- ⑦ 平成19年（2007年）4月2日から平成22年（2010年）4月1日までに生まれた者とする。但し、テニス競技等の特例競技は、平成23年（2011年）4月1日までに生まれた中学3年生も出場できる。
- ⑧ 以下の条件の1つに該当すること。
  - A. 2025年4月30日以前から2025年10月2日まで引き続き、滋賀において住所に関する届出を行っており、尚且つ、上記期間の総日数の半日を超えて滋賀県で生活している実態がある。
  - B. 2025年4月30日以前から2025年10月2日まで引き続き通学している。【学校教育法】第1条に規定する学校の所在地が滋賀県である。但し、通信教育学校は、上記A. の条件が必要です。
  - C. 2025年4月30日以前から2025年10月2日まで引き続き雇用主と雇用契約している勤務先の所在地が滋賀県である。（勤務実態の詳細条件あり）

【成年種目】

- ① 日本国籍を有している、あるいは「永住者」（特別永住者含む）である。
- ② 過去2大会（かごしま特別国体、78回佐賀）のうち、直前に出場した大会において、滋賀県と異なる都道府県から参加していない。（国スポ予選会を含む）
- ③ 都道府県予選会及びブロック大会を含め、滋賀国スポ本大会において、複数競技に参加を申し込んでいない。

- ④ 滋賀国スポ本大会冬季大会に参加していない。又は、滋賀国スポ大会冬季大会に参加した際、今回と同一の都道府県から参加したこと。
- ⑤ 健康診断を受け、健康であることが証明されている。
- ⑥ ドーピング検査を受けることに同意する。
- ⑦ 2007年4月1日以前に生まれた者とする。
- ⑧ 以下の条件の1つに該当すること
  - A. 2025年4月30日以前から2025年10月2日まで引き続き、滋賀県において住所に関する届出を行っており、尚且つ、上記期間の総日数の半日を超えて滋賀県で生活している実態がある。
  - B. 2025年4月30日以前から2025年10月2日まで引き続き雇用主と雇用契約している勤務先の所在地が滋賀県である。(勤務実態の詳細条件あり)
  - C. 現在、大学に通学していて上記A. に該当する現住所が滋賀県にないが、卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校の所在地が滋賀県であり、「ふるさと」申請をして出場する者。

更に詳細の確認が必要な方は、日本体育協会のホームページで確認をお願いします。

ホームページ：<http://www.japan-sports.or.jp/kokutai/tabid/191/Default.aspx>

以上